



平成 29 年 4 月 3 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ミ サ ワ
代表者名 代表取締役社長 三澤 太
(コード : 3169 東証第一部)
問合せ先 取締役シニアマネージャー 鈴木 裕之
(TEL. 03-5793-5500)

(訂正) 「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ

平成 29 年 3 月 28 日に発表いたしました「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」について、定款変更の内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせします。

記

【訂正前】

(1) 変更の目的

経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

【訂正後】

(1) 変更の目的

- ① 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものです。

【訂正後】

下線は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略） (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役及び監査役会</u> (3) 会計監査人	第1条～第3条（現行どおり） (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条～第18条（条文省略） (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	第5条～第18条（現行どおり） (取締役の員数) 第19条 当会社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> <u>(以下、「監査等委員でない取締役」という。)</u> は、7 名以内とする。 <u>②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任及び解任の方法) 第20条（条文省略） (新設) ②（条文省略） ③（条文省略） (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。 <u>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員</u> <u>により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任</u> <u>取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (新設) (新設)	(取締役の選任及び解任の方法) 第20条（現行どおり） <u>②前項の規定による選任は、監査等委員でない取締役と</u> <u>監査等委員である取締役を区別しなければならない。</u> ③（現行どおり） ④（現行どおり） (取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後<u>1年</u></u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に</u> <u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</u> <u>会の終結の時までとする。</u> <u>③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠</u> <u>として選任された監査等委員である取締役の任期は、退</u> <u>任した監査等委員である取締役の任期の満了する時まで</u> <u>とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない</u> 取締役から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない</u> 取締役から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を <u>監査等委員でない</u> 取締役から選定することができる。
(業務執行) 第23条（条文省略） ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。	(業務執行) 第23条（現行どおり） ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により <u>監査等委員でない</u> 他の取締役が取締役社長の業務を代行する。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②（条文省略）	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②（現行どおり）
(取締役会の決議の方法) 第25条（条文省略）	(取締役会の決議の方法) 第25条（現行どおり）
(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) 第28条（条文省略）	(取締役会規程) 第28条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第30条（条文省略） ②当会社は <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条（現行どおり） ②当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(新設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会) 第32条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 ②監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> <u>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<u>(監査役の選任及び解任の方法)</u> <u>第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>②監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<u>(監査役の任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<u>(報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<p>(削除)</p>
<u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	<p>(削除)</p>
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>②当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
第41条～第42条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第47条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）
(新設)	附則
(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当会社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②第58回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第2条 本定款の変更は、平成29年4月27日開催予定の当会社第58回定時株主総会の終結時から効力を有する。</p> <p>なお、本条は上記の効力の発生をもって削除する。</p>

(ご参考)【訂正前】

下線は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略） (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役及び監査役会</u> (3) 会計監査人	第1条～第3条（現行どおり） (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条～第18条（条文省略） (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	第5条～第18条（現行どおり） (取締役の員数) 第19条 <u>当会社の監査等委員である取締役以外の取締役</u> <u>(以下、「監査等委員でない取締役」という)</u> は、7名以内とする。 <u>②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任及び解任の方法) 第20条（条文省略） (新設) ②（条文省略） ③（条文省略） (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (新設) (新設)	(取締役の選任及び解任の方法) 第20条（現行どおり） ②前項の規定による選任は、 <u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別しなければならない。</u> ③（現行どおり） ④（現行どおり） (取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない</u> 取締役から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない</u> 取締役から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を <u>監査等委員でない</u> 取締役から選定することができる。
(業務執行) 第23条 (条文省略) ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。	(業務執行) 第23条 (現行どおり) ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により <u>監査等委員でない</u> 他の取締役が取締役社長の業務を代行する。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ② (条文省略)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ② (現行どおり)
(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)	(取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) 第28条 (条文省略)	(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)
(報酬等) 第29条 (条文省略)	(報酬等) 第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条（条文省略） ②（条文省略） (新設)	(取締役の責任免除) 第30条（現行どおり） ②（現行どおり） <u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u> <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>②監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会規則)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> <u>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>(監査役の選任及び解任の方法)</u> <u>第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>②監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	(削除) (削除)
(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第41条～第42条（条文省略） (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第41条～第42条（現行どおり） (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第44条～第47条（条文省略） (新設)	第44条～第47条（現行どおり） <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当会社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②第58回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。
(新設) (新設)	第2条 本定款の変更は、平成29年4月27日開催予定の当会社第58回定時株主総会の終結時から効力を有する。なお、本条は上記の効力の発生をもって削除する。

以上